



わかしこく  
たくましく



笠懸小学校

2022.4.21

学校だより No.3

<https://midori-school.ed.jp/kasasho/>

## 修学旅行及び校外学習の実施について



修学旅行や校外学習は、普段とは異なる生活環境の中で見聞を広め、自然や文化などと親しんだり、集団生活の中で公德心を育んだり、子どもたちにとって意義の高い活動です。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、ここ2年間は当初の計画を変更し、縮小実施や中止などの措置をとってまいりました。

修学旅行及び校外学習は、子どもたちが楽しみにしている学校行事であり、生涯に渡って思い出となる重要な機会であると考えます。

そこで、みどり市小学校長会では、今年度の修学旅行及び校外学習の実施について、国の方針やみどり市のガイドライン等を踏まえ、実施についての判断基準を以下のようにすることといたしました。

### 【実施についての判断基準】

- ①行き先及び本県に、往来禁止や往来自粛要請等の措置がとられていないこと。
- ②出発の1週間前から出発前日までに、学校や学級クラスターが発生していないこと。
- ③実施について保護者の皆様の同意が得られていること(概ね9割の同意)。
- ④旅行中や校外学習中の基本的な感染症対策を徹底すること。



この基準を今年度の笠懸小学校の修学旅行〔5月31日(火)から6月1日(水)鎌倉、東京方面〕に照らし合わせると、現在のところ実施可能と捉えています。また、実施の可否を判断は、キャンセル料が発生する直前の5月10日(火)に行う予定です。5月10日(火)時点の状況を踏まえ、実施不可能と判断した場合は9月に延期することとします。(旅行先は鎌倉、東京方面)実施可能と判断した場合は、予定どおりの日程で実施となります。

一方、実施を判断した日以降に延期せざるを得ない状況となった際には、下図のようにキャンセル料が発生します。その際、「学校旅行キャンセル補償制度」(1人あたり410円)に加入することで、学校や学級クラスターによる旅行延期に対するキャンセル料の保護者負担をなくすることができます。本校としてはこの補償制度に加入し、万が一の延期に備えていきたいと考えます。(注:この補償制度は、新型コロナウイルス感染者が出た場合に適用されます。単に、まん延防止措置等により旅行を自粛した場合には適用されません。)

今回は、修学旅行を中心にしたお知らせですが、修学旅行でも校外学習でも、全員が元気に参加できることを願っています。出発直前に本人や家族が感染者になってしまうと参加できない状況になってしまうため、日常からの基本的な感染症対策の徹底に、ぜひご協力をお願いします。

修学旅行や校外学習の実施については、今後も難しい判断が迫られることが予想されます。笠懸小学校としては、子どもたちが楽しみにしている学習や体験活動、安全・安心に関わる活動等の諸行事等については、感染対策を講じながらできる限り実施していけるよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくをお願いします。

図：令和4年度6年生修学旅行のキャンセル料

延期の判断日	キャンセル料
5月10日まで	なし
5月11日～5月23日まで	旅行代金の20%
5月24日～5月29日まで	旅行代金の30%
5月30日	旅行代金の40%
5月31日(出発日)	旅行代金の50%

学校旅行キャンセル補償制度に加入(1人あたり410円)することで、左記のキャンセル料をまかなうことができます。410円については、既に集金した金額から支出できますので、追加負担は発生しません。

